

工事現場での火災予防対策について

先般、東京都内で、溶接作業中に発生した火花が周囲のプラスチックシートに着火し建物が延焼する火災が発生しました。本件は、火花を発生する作業を行う場合の防火管理が徹底されていなかったことが原因であると考えられます。

溶接・溶断など火花を発生する作業を行う場合は、次の火災予防対策を徹底し、火災予防に万全を期していただくようお願いします。

溶接作業等を行う場合の火災予防対策

- ①可燃性物品の付近で行わない
- ②作業を行う前、周囲に置いている燃料等の除去及び消火用具の準備を行う
- ③火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃シート等による遮熱など火災予防上必要な措置を講ずる
- ④作業場周辺の点検や責任者による作業中の監視を行う



※溶接作業等とは、ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業などをいう。